

# 伝統工芸樺細工技能後継者育成実施要綱

## （目 的）

第1条 仙北市角館町の伝統的工芸品としての樺細工を守り、発展させるために、後継者育成の抜本対策として、樺細工技能後継者育成資金（以下「育成資金」という。）並びに支度金を支給し、樺細工技能後継者を育てることを目的とする。

## （研修期間等）

第2条 樺細工技能後継者育成研修生（以下「研修生」という。）は、樺細工技能後継者育成指導員（以下「指導員」という。）のもとに一体となってその技術指導を受けるものとしその研修期間は5年間、研修日数は原則として月20日以上とする。

2 研修日程、研修時間等は指導員が計画し、指導する。

3 指導員は毎日作業日誌を記録し、月毎にその日数を記載し、四半期毎に技術課程及び意見書を書き添えて協会長に提出するものとする。（様式第9号）

4 指導員が製造工場従業員にあっては、研修生に週1日以上伝統工芸士または、伝統工芸士に準ずる工人の指導を受けさせなければならない。

## （指導員の条件）

第3条 指導員は、次の条件をそなえた樺細工製作者の中から、角館町樺細工振興育成協会（以下「協会」という。）が認めた者とし、協会に登録するものとする。

（1）樺細工製作者として優れた技能を有し、豊富な経験（20年以上）を有する者

（2）意欲的に自分の技術、経験等を研修生に伝授し、私生活における一般的知識等をも含め、一人前の樺細工製作者に育てるため努力する者。

（3）指導員が雇用されている場合は、雇用主の許可を得て認定する。（雇用主は指導員と同等の責任を負うものとする。）

（4）上記各号のほか協会長が認める者。

## （研修生の条件）

第4条 研修生は、次の条件をそなえた者とする。又、協会は、研修生の確保に努力し、そのために宣伝、啓蒙等を積極的に行うものとする。

（1）仙北市に住所を有し、樺細工製作技術の取得に意欲を有する者。

（2）伝統的工芸品樺細工の製作者として、将来も継続して意欲を持ち、仙北市に定住し製作に従事する意志を有する者。

（3）角館工芸協同組合又は、角館町樺細工問屋会より研修生として推薦を受けた者。

- (4) 研修就業時において、年齢が満35歳以下の者。
- (5) 指導員の教示する心技をよく理解し、規律を遵守できる者。
- (6) 誓約書(様式第6号)の内容を遵守できる者。
- (7) 研修生として認められた場合、直ちに角館工芸協同組合に加入した者。

(育成資金の支給)

第5条 育成資金の支給期間は5年間とし、研修生一人につき3年間は月額 80,000 円、4年目、5年目は月額 50,000 円を指導者に支給する。

(支度金の支給)

第6条 研修生が技術の取得をするために当初必要な作業道具等の購入に対して、支度金 50,000 円を支給出来るものとする。また諸道具は研修終了時点で研修生に与える。ただし研修を期間途中で中止した場合、道具類は返還するものとする。

(申 請)

第7条 育成資金、又は支度金の支給を受けようとする指導員又は雇用主は、樺細工技能後継者育成資金、支度金支給申請書(様式第1号)に次の書類を添付して協会長に提出しなければならない。研修申込書(誓約書) (様式第2号)

(支給の決定)

第8条 協会長は前条の申請があったときは、協議、審査のうえ適否を決定し、樺細工技能後継者育成資金、支度金支給決定通知書(様式第3号)を交付する。

(支給の方法)

第9条 指導員又は雇用主は6月、9月、12月、3月、の各末日にそれぞれ3ヶ月まとめた樺細工技能後継者育成資金、支度金支給請求書(様式第4号)を協会長に提出しなければならない。協会長は受理後育成資金を支給する。

なお、支度金の支給は、研修就業時後の直近の育成資金支給日に合算して支給する。

2 育成資金並びに支度金は指導員に支給する。但し指導員が雇用職人の場合には雇用主に支給する。

3 研修生に対しては、指導員または、雇用主から支給する。ただし、協会長が特に認めた場合はこの限りではない。

(支給の中止)

第10条 第8条の規定により樺細工技能後継者育成資金、支度金支給決定通知書を受けた後に研修生が次の各号の一に該当するに至ったときは、その日の属する月をもって支給を中止する。

- (1) 雇用先を退職したとき、または、研修終了前に指導を中止したとき。
- (2) 支給を辞退したとき。
- (3) 心身の故障のため、研修を継続する見込がなくなったとき。
- (4) その他育成資金が支給目的を達する見込がなくなったと認められるとき。
- (5) 仙北市に定住の見込がないことが判明した場合。
- (6) 第2条の規定を遵守しなかったとき。
- (7) 協会長が不適当と認めたとき。

2 前項における事実が生じたとき指導員又は雇用者は遅滞なく樺細工技能後継者育成資金支度金中止届(様式第5号)を協会長に提出するものとする。

(返 還)

第11条 協会長は育成資金又は、支度金の支給を受けた者がこの要綱に違反したと認めたときは、その支給決定を取消すと共に、支給した育成資金、支度金の全部の返還を命ずることができる。

2 協会長は第10条の規定に該当し、育成資金、支度金の支給を中止した場合、支給した育成資金、支度金及び道具類の全部の返還を命ずるものとする。ただし、次の場合は育成資金、支度金の返還を免除し、道具類は返還するものとする。

- (1) 研修生が死亡したとき。
- (2) 心身の故障のため、研修を継続できないことを医師が証明した場合。

3 協会長の許可なく仙北市以外で樺細工の生産を行い、または、仙北市以外の者に指導、教示、伝授等をした場合は支給総額の10倍の弁償金を支払うものとし、この証として誓約書を提出するものとする。(様式第6号)

4 研修生の身元を保証し、第1項、第2項に該当した場合の取り扱いを保証するために、連帯保証人として身元引受人届を提出するものとする。(様式第8号)

(管 理)

第12条 協会は育成資金並びに支度金の支給を決定した者については樺細工技能後継者育成資金、支度金支給台帳(様式第7号)に記載し、管理しなければならない。

(研修終了後の処遇)

第 13 条 協会は年度毎に研修成果品の提出を求め成果を把握すると共に、研修を終了した時点において、その技能を評価し、研修目的を達成したと認められる研修生に対して認定書を交付することが出来る、また、必要な場合雇用の場の確保に努める。

(その他)

第 14 号 この要綱に定めるほか、特に必要な事項についてはその都度協会長が定める。

付 則

この要綱は平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この改正は平成 7 年 6 月 17 日から施行する。

付 則

この改正は平成 9 年 10 月 1 日から施行する。

付 則

この改正は平成 11 年 9 月 1 日から施行する。

付 則

この改正は平成 12 年 6 月 6 日から施行する。

付 則

この改正は平成 15 年 12 月 22 日から施行する。

付 則

この改正は平成 18 年 6 月 6 日から施行する。

付 則

この改正は平成 22 年 6 月 7 日から施行する。